

平成 26 年

第 7 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成26年11月19日 (水) 1 日

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第7回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 11月19日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	10
会期を定めることについて	10
議案審議	10

宮古島市告示第162号

平成26年第7回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成26年11月12日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成26年11月19日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (3) 平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- (4) 平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (5) 平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (6) 平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (7) 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (10) 宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (11) 宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (12) 土地の取得について
- (13) 宮古島市公共下水道宮古島市浄化センターの建設工事委託に関する協定について
- (14) 教育委員会委員の任命について

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 8 7 号	平成 2 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第 5 号）	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 8 8 号	平成 2 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 8 9 号	平成 2 6 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 0 号	平成 2 6 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 1 号	平成 2 6 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 2 号	平成 2 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 3 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 4 号	宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 5 号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 6 号	宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 7 号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 8 号	土地の取得について	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
議案 第 9 9 号	宮古島市公共下水道宮古島市浄化センターの建設工事委託に関する協定について	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	原案可決
同意案 第 3 号	教育委員会委員の任命について	市 長	平成26年 11月19日	平成26年 11月19日	同 意

開会日（平成26年11月19日）に応招した議員

眞 榮 城 徳 彦 君	嵩 原 弘 君
佐 久 本 洋 介 〃	棚 原 芳 樹 〃
濱 元 雅 浩 〃	新 城 元 吉 〃
平 良 敏 夫 〃	亀 濱 玲 子 〃
下 地 勇 徳 〃	下 地 明 〃
栗 国 恒 広 〃	垣 花 健 志 〃
仲 間 頼 信 〃	富 永 元 順 〃
國 仲 昌 二 〃	平 良 隆 〃
上 里 樹 〃	前 里 光 惠 〃
上 地 廣 敏 〃	山 里 雅 彦 〃
高 吉 幸 光 〃	池 間 豊 〃
仲 間 則 人 〃	新 里 聰 〃
西 里 芳 明 〃	

平成 26 年

# 第 7 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成26年11月19日 (水)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成26年第7回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成26年11月19日(水)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第2 会期を定めることについて
- 〃 第3 議案第93号 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (市長提出)
- 〃 第4 議案第94号 宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (〃)
- 〃 第5 議案第95号 宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (〃)
- 〃 第6 議案第96号 宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (〃)
- 〃 第7 議案第97号 宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (〃)
- 〃 第8 議案第87号 平成26年度宮古島市一般会計補正予算(第5号) (〃)
- 〃 第9 議案第88号 平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (〃)
- 〃 第10 議案第89号 平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) (〃)
- 〃 第11 議案第90号 平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (〃)
- 〃 第12 議案第91号 平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号) (〃)
- 〃 第13 議案第92号 平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (〃)
- 〃 第14 議案第98号 土地の取得について (〃)
- 〃 第15 議案第99号 宮古島市公共下水道宮古島市浄化センターの建設工事委託に関する協定について (〃)
- 〃 第16 同意案第3号 教育委員会委員の任命について (〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成26年第7回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成26年11月19日（水）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
11月19日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日



平成26年第7回宮古島市議会臨時会会議録

平成26年11月19日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(25名)

(閉会=午後2時10分)

議長(4番)	眞榮城 徳彦 君	議員(13番)	嵩原 弘 君
副議長(17〃)	佐久本 洋介 〃	〃(14〃)	棚原 芳樹 〃
議員(1〃)	濱元 雅浩 〃	〃(15〃)	新城 元吉 〃
〃(2〃)	平良 敏夫 〃	〃(16〃)	亀濱 玲子 〃
〃(3〃)	下地 勇徳 〃	〃(18〃)	下地 明 〃
〃(5〃)	栗国 恒広 〃	〃(19〃)	垣花 健志 〃
〃(6〃)	仲間 頼信 〃	〃(20〃)	富永 元順 〃
〃(7〃)	國仲 昌二 〃	〃(21〃)	平良 隆 〃
〃(8〃)	上里 樹 〃	〃(22〃)	前里 光恵 〃
〃(9〃)	上地 廣敏 〃	〃(23〃)	山里 雅彦 〃
〃(10〃)	高吉 幸光 〃	〃(24〃)	池間 豊 〃
〃(11〃)	仲間 則人 〃		
〃(12〃)	西里 芳明 〃	〃(26〃)	新里 聰 〃

◎欠席議員(1名)

議員(25番) 下地 智 君

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	上下水道部長	砂川 巖 君
副市長	長濱 政治 〃	伊良部支所長	川満 勝彦 〃
企画政策部長	古堅 宗和 〃	消防長	来間 克 〃
総務部長	安谷屋 政秀 〃	教育長	宮國 博 〃
福祉部長	譜久村 基嗣 〃	教育部長	奥原 一秀 〃
生活環境部長	平良 哲則 〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦 〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克 〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘 〃
建設部長	下地 康教 〃	財政課長	仲宗根 均 〃
農林水産部長	村吉 順栄 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	上地 栄作 君	議事係調整官	仲間 清人 君
次 長	伊波 則知 〃	議 事 係	下地 博正 〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦 〃		

平成26年第7回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成26年11月19日(水)

	平成26年第6回定例会で議決した「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書」及び「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」は9月25日付で関係機関に送付した。
9月26日	東京都内ホテルで開催された「第17回沖縄宮古観光感謝祭」に出席した。
10月8日	バイオエタノール製造施設敷地内で開催された「宮古島市エコアイランドPR館(エコパーク宮古)開館式典祝賀会」で祝辞を述べるとともに、テープカットを行った。
10月9日	「沖縄県離島振興市町村議会議長会臨時総会」が市内ホテルで開催された。同臨時総会では「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長に関する要望決議案」が議決されたほか、平成25年度歳入歳出決算が審議、議決された。また、役員改選があり、眞榮城徳彦議長が副会長に選任された。
10月10日	宮古島市城辺公民館で開催された「平成26年全国地域安全運動宮古島地区出発式」に出席した。
10月17日	宮古島市中央公民館で開催された「第9回宮古島市民総合文化祭・一般の部」の開会式で祝辞を述べるとともに、テープカットを行った。 ----- 市内ホテルで開催された「宮古露店商組合創立30周年祝賀会」で祝辞を述べた。
10月18日	市内ホテルで開催された「うるかむつみ会創立65周年記念祝賀会」で祝辞を述べた。
10月20日	市内で開催された「クルーズ船の誘致強化に向けた第1回勉強会」に出席した。
10月26日	宮古島市城辺陸上競技場で開催された「第9回城辺老人クラブ大運動会並びに第4回城辺地区大運動会」で激励の挨拶を述べた。 ----- 福里地下ダムで開催された「宮古水まつり2014」で祝辞を述べた。
10月29日	市内で開催された「第40回沖縄県畜産共進会出品者激励会」で激励の挨拶を述べた。
11月3日	藤枝市で開催された「藤枝市市政施行60周年記念式典・祝賀アトラクション」に出席した。
11月7日	市内で開催された「第66回沖縄県民体育大会宮古代表選手団結団式」で激励の挨拶を述べた。
11月8日	宮古島市民球場屋内練習場及びその周辺で開催された「第37回宮古の産業まつり」開場式でテープカットを行った。 ----- 市内ホテルで開催された「宮古島観光協会青年部設立30周年記念パーティー」に出席した。
11月9日	宮古島市陸上競技場で開催された「第27回南部忠平杯グラウンド・ゴルフ宮古島大会」の開会式及び市内ホテルで開催された「表彰式及びふれあいパーティー」に出席した。

<p>11月10日～ 11日</p>	<p>10日、都内ホテルで開催された「地方議会活性化シンポジウム2014」に出席した。同シンポジウムでは西尾勝氏による「地方議会の改革課題」をテーマとした講演のほか、パネルディスカッションが行われた。</p> <p>11日、都内ホテルで開催された「第33回離島振興市町村議会議長全国大会」に出席した。同大会では「離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議」、「特定国境離島保全・振興特別措置法（仮称）の早期制定を求める特別決議」の2件のほか、14件の要望事項を議決した。</p>
<p>11月12日</p>	<p>下地敏彦市長から、平成26年第7回臨時会を告示した旨の通知とともに今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p>
<p>11月14日</p>	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日11月19日の1日とするのが適当であると決した。</p>
<p>11月17日</p>	<p>下地敏彦市長から、今臨時会に付議すべき議案のうち、議案第93号の一部訂正について通知があった。同日、議長より各議員へ訂正通知文書を添付し、議案の一部訂正について通知した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから平成26年第7回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

11月17日、下地敏彦市長から今臨時会に付議すべき議案のうち、議案第93号の一部訂正について通知がありました。同日議長より各議員へ訂正通知文書を添付し、議案の一部訂正について通知いたしました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において嵩原弘君と新城元吉君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日11月19日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第93号から日程第16、同意案第3号までの計14件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成26年第7回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案6件、条例議案5件、議決議案2件、同意案1件の合計14件であります。

最初に、議案第87号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は2億6,430万4,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額を396億2,981万5,000円と定めてあります。

議案第88号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。今回の補正額は203万5,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を71億7,913万1,000円と定め

てあります。

議案第89号、平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は18万2,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を1億5,699万2,000円と定めてあります。

議案第90号、平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は46万円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を7億5,068万2,000円と定めてあります。

議案第91号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は121万9,000円の補正減で、補正後の歳入歳出総額を62億8,339万6,000円と定めてあります。

議案第92号、平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は63万9,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を4億3,946万7,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第93号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告を考慮し、給料表の改定等を行う必要があるため、本案を提出します。

議案第94号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、期末、勤勉手当を引き上げ改定する宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、本案を提出します。

議案第95号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるには、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第96号、宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるには、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第97号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるには、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第98号、土地の取得について、スポーツ観光交流拠点施設用地に係る土地の取得について、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第99号、宮古島市公共下水道宮古島市浄化センターの建設工事委託に関する協定について、宮古島市公共下水道宮古島市浄化センターの建設工事委託に関する協定について、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、同意案についてご説明申し上げます。同意案第3号、教育委員会委員の任命について、教育委員会委員の任期が平成26年12月4日に満了となるため、その後任を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

それでは、質疑をしたいと思います。

まず、臨時会に提案する事件についてといいますか、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。臨時会については、地方自治法の第102条の中で必要がある場合においてその事件に限りこれを招集するというふうに定められております。この必要がある場合において、特定の事件に限りこれを審議するために招集される議会ということで、これは地方自治法の質疑応答集あるいは逐条解説、この中の説明をちょっと読みますけども、臨時会の性格に鑑み、臨時会に付議すべき事件というのは、次の定例会まで待つことのできないような内容のものでなければならぬと解されるというふうになっておりまして、そのような内容のものでない、そういった事件以外の事件については、緊急を要するものでない限り臨時会では審議することはできないというようなことが解説でうたわれているのですが、今回のこの提出議案を見ますと、給与に関しては当然これは定例会を待っていては間に合わない、あるいは同意案というのは理解できるんですけど、それ以外の部分ですね、例えば特に私が今回臨時会で出すのはいかがなものかと思うのが、議案第95号から議案第96号、議案第97号ですね、これ非常に重要な今回の条例案だと思うんですけど、それが臨時会で出てきて、たった1日の会期で審査されてしまうということがちょっと危惧されるんですけども、その辺に関しての見解をお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

なぜ今臨時会での提出かという3つの条例、議案第95号、議案第96号、議案第97号なんですが、実は国においては子育て支援について早急にといいますか、時期が平成27年の4月からスタートします。それにおいて、条例制定の時期については各自治体にお任せするということになっておりますが、沖縄県内の市町村の条例の制定時期については、9月で制定を主にやっております。なぜ宮古島市で今回かといいますと、新規事業、今回提案しました事業の新しく申請をする、要するに保育所を開設しようという申請がまだ見えない状況では、少しおくれてもいいんじゃないかという判断で9月を見送りました。なぜ今回臨時会に提出したかといいますと、実は新制度において、要するに新制度においてというのは、5歳児問題がありますので、5歳児の学童が従来の制度では受け入れることはできない。要するに預かり保育的なことになりかわりますので、その募集を保育所でするためには、どうしても急がなければならないということで、本市においては23日の地域説明会を皮切りにいたしまして、12月から募集を開始いたします。その時点において、その預かり保育、要するに学童の今までの制度が変わりますので、それを預かり保育制度に移行するための説明あるいは保育所で5歳児を預かることのできる説明をしないと、条件を付してしないといけないということで、今回の11月の臨時会での提案になりました。これ関連する法令の制定とか、法律の制定とか、一部改正に伴ってのものでありますから、どうしても基準を定めなければいけないということで、

今回の提案になりました。よろしくお願いします。

◎**國仲昌二君**

よくわからないような説明であれですけれども、私も中身をちょっと読んで勉強しようと思って見たんですけども、本当はかなり難しいといえますか、非常にわかりにくい部分があって、こういうのこそ定例会に出して、きちんと委員会で議論して、それから一般質問等でも受けてきちんとしてつくっていくべきだと思います。作業がおくれている云々という理由で、こういう大事なのが臨時会に出てくるということには、ちょっと納得できない気がしますけれども、それではまずこの議案第95号、議案第96号、議案第97号、多分、新しく変わるポイントがあると思うんですよね。保育所のあり方、あるいは幼稚園のあり方、新しく認定こども園とかいうのも出てきますよね。この議案第95号、議案第96号、議案第97号、いわゆる児童福祉法と、あとは子ども・子育て支援法の制定、これで大きく変わるポイントがあればこれをちょっと教えていただきたいなと思います。細かいのは要りません。どういうのがこれまでの制度と変わっていくのか、その辺を多分小学校就学前のお子さんを持っている保護者の皆さんはそのあたりがよく聞きたいと思っていますので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、議案第87号、宮古島市一般会計補正予算（第5号）の中身について質疑したいと思います。これもちょっと人件費以外の部分ですね、出てきているんで、なぜ臨時会に出さないといけないのかという部分も含めて説明をお願いしたいんですけども、11ページから12ページを見ていただきたいと思います。まず、スポーツ観光交流拠点施設がですね、工事請負費が1億7,500万円増になっていて、それから公有財産購入費が1億7,000万円の減になっているんですけども、これのどういった内容でそういうふうになったかということですね。あと工事請負費のですね、11ページの、新技術実施栽培施設設置事業、これは正しくは新技術実証ですかね、それとも新技術実施が正しいんですかね、これは議事録などを見ると、新技術実証栽培という答弁をしているんですけども、当初予算と今回の予算書の中身では新技術実施になっているんで、そこをちょっと確認したいなというのと、これの工事請負費が7,500万円の減になっていると。これも理由をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、12ページの負担金補助及び交付金ですね、その中で生鮮水産物流通条件不利性解消事業補助金、これが1,200万円マイナスになっているんですけども、これもちょっと教えていただきたいと思います。

それから27ページの観光費、委託料と工事請負費がそれぞれ出てきているんですけども、これも中身を、内容を教えていただきたいと思います。

それから31ページの住宅管理費の中で、工事請負費が1,500万円近くマイナスになっているんですけども、これはちょっとなぜ今の時期に工事請負費がマイナスになるのかというのがちょっとわからないので説明をお願いします。

以上、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎**振興開発プロジェクト局長（友利 克君）**

スポーツ観光交流拠点施設の用地費の減額、それから工事費の増額についてでございます。

スポーツ観光交流拠点施設関係の財産購入費が1億7,700万円余り減額になっている。その理由としましてはですね、当初予算で計上していた用地購入費関係の予算額は、近傍宅地の地価公示価格約8,000円ほどでございました。を参考に予算措置をしました。その後正式に不動産鑑定を委託をしました。その結果、

当初見込みよりも鑑定評価額が低価格、今回の議案にも上がっておりますように1,440円から1,770円となったことから、用地購入費が縮小することになりました。そのための減額補正でございます。

次に、工事費の増額についてです。今年度予定している施設の工事計画は、建物本体の敷地部分の地盤面までの切り土、そして駐車場部分の盛り土などの造成工事を主な工事内容としていたところでございます。先ほどの用地取得費がかなり大幅に抑制されたということで、用地購入費を工事費に組み替えまして、次年度予定していた本体部分の地下ピットなどの切り土工事を前倒して実施するということになりました。これによって、事業全体の効率化と円滑な工事施工が図られるものと考えています。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

11ページから12ページにわたります、新技術実施栽培施設設置事業の中で、工事請負費が7,506万6,000円の減となっております。これは、当初予算のほうで全体額で1億3,702万6,000円組みました。この工事自体はハウス本体、それと作業道の工事、それに育成情報マネジメントシステムということで、3つの工事がございますけど、これを当初予算では一括で工事請負費に予算計上してありました。その中で、やはり育成情報マネジメントシステムは、システムの構築ですので、委託費組むほうが予算計上ではいいんではないかということで、11ページの委託料のほうで同額やって、予算の組み替えをしてあります。流用でということもありましたけど、やはり金額が大きいですので、予算の組み替えということでご理解いただきたいと思っております。その事業の名称ですけど、答弁等で実証を含むというのがあったかとは思いますが、予算上はこの今示している事業名でございます。内容的に新しい農業としての実証を含むということで、そういう議事録等があるかと思えます。

それから、12ページの生鮮水産物流通条件不利性解消事業の1,249万5,000円は補正減となっております。これ当初所管課の考えとしましては、沖縄本島まで陸路で輸送した場合の試算額が53円、キロ当たりですね。空路の場合ですと、180円の試算額を試算しておりました。その108円から53円を引いた55円掛ける255トンということで、当初予算に計上してありましたが、この事業は平成25年の12月スタートでございます。県と国との調整で、国のほうは実際の輸送費の空路での実績額、これが59円だということで、59円と陸路の試算額の53円のキロ当たり6円が補助対象になりますということでの指導がございましたので、今回の補正減となっております。ちなみに輸送費が下がった原因としましては、この輸送費補助については、漁業協同組合が対象ということで、漁業協同組合への資源集荷が進んだということで、輸送費の減となっております。

◎建設部長（下地康教君）

補正予算の31ページでございます。住宅管理費の節の部分で、工事請負費が1,483万2,000円減になっているというご質疑ございました。その内容はですね、これは当初住宅管理費は単費で組んでございました。内容はですね、上野博愛団地の瓦のふきかえとですね、表面の塗装工事、それを単費で予定をしておりました。しかしながら、県とですね、調整をしたところ、補助で可能だということがわかりましたので、それをですね、下の住宅建設費の工事請負費のほうに回して、増額をして回しております。したがって、住宅管理費のマイナス1,400万円になりまして、これ単費が減ったということで、それで住宅建設費の補助のほうでその工事を賄うという形になりました。

◎伊良部支所長（川満勝彦君）



一般会計補正予算、27ページの観光費のご説明をいたします。

これは、伊良部牧山公園内の展望台、それとトイレの補修費でございます。実は、この展望台もですね、老朽化しております、一部剥離が見えますので、このあたりをですね、中のほう、それから外観も含めて修繕、塗装を施す予定をしております。

それから、トイレについてもですね、これ老朽化が進んでおりますので、この内装の修繕とかですね、それから衛生器の取りかえと、そして外観の塗装と、これを施してですね、伊良部大橋も開通しますので、ちゃんとした整備をしておきたいということで、委託料と工事費にですね、計上してございます。よろしくをお願いします。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

説明申し上げる前に、従来の宮古島市における保育施設の設置基準といたしますか、を説明いたします。

公設の保育所、市立の保育所については、設置条例の中でこれは児童福祉法の中でうたっている基準を引用いたしまして、市単独での条例で保育所は設置をいたします。開設をいたします。公設の保育所については問題ありませんけども、認可保育所、それから認可外保育所、要するに法人保育所、認可外保育所なんですけど、それについては何ら基準は持っていないで、市で単独で持っていない。じゃ、何を基準にして開設、認可、沖縄県あるいは市はそれを認可しているかということ、児童福祉法に基づいてそれを準用してその開設あるいはその基準に従ってそれを監査をしたり、それから指導したりしているという状況になります。今回の3つの条例については、その児童福祉法あるいは法の制定において、その市町村で基準を持たなければいけないという必須の法令が定められたので、市としてはこの基準を定めるということになりました。

個々の条例について説明いたしますと、まず議案第95号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、まず家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の中の基準においては、その保育所の種類、事業者の種類が家庭的保育事業というのと小規模保育事業というのと、それから居宅訪問型の保育事業というのと、それから事業所内の保育事業というのに分類をされます。これは、基準については例えば預かる園児が5人以下については家庭的保育事業、それから6人から19人については小規模保育事業、それからマンツーマンでね、教える人と児童側が1対1のマンツーマンでやる場合には、居宅型の訪問型保育事業、それから事業所内の保育事業というのは、事業所、企業において保育所を設置するというものの4種類に分かれますけども、これは今宮古島市において該当するという事業所は、小規模保育事業と、それは今預かっている認可外保育事業、それが小規模保育事業、これがこの基準、それから今申請が予定されております事業所内の保育事業、これが該当してきます。この中身についての基準なんですけど、まず先ほど言ったように家庭的保育事業等の設備とか運営に関する条例の基準については、まず家庭的保育事業については、話長くなりますけども、保育従事者、要するに職員ですね、その基準、それから職員数、それから設備面積、面積は1人につき国の定めでは3.3平米ですけども、宮古島市これ参酌していいということですので、最低が1.6平米であればいいということをやっております。それから小規模保育事業については、同じように従事者、職員数、これをその事業ごとに基準を定めるということになっています。

それから次に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についても、利用定員

の基準、それから運営に関する基準、それから特定施設型給付費に関する基準というふうなものを条例の中でうたっています。

最後になりますけれども、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準なのですが、これは今学童保育、簡単に説明しますけれども、今学童保育という施設があって、市内でも数十カ所ありますけれども、それが児童福祉法の改正によって、5歳児の学童、要するに幼稚園を午前中で終わった子供たちは、従来のように学童保育には行けません。ですから、これをどうにかしようと、預かりをどうにかしようかということで、市といたしましては、教育委員会との共同で今下地幼稚園と、それから鏡原幼稚園で展開しておりますけれども、これを放課後児童の条例を定めることによって、来年4月から幼稚園で午後の保育もしたいと、預かりをしたいということでの内容で、その基準を定めてあります。ただ、基準については一般に示されておりますけれども、これをクリアするということは、ただ示されておりますけれども、この基準の資料についてはですね、議員の皆さんにも配付したいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎國仲昌二君

なかなかやっぱりちょっと内容がですね、かなり難しいなということで、ちゃんと市民の皆さんには説明していかないといけないんじゃないかなと思います。

最後に、これはお願いといいますか、最初に指摘したようにやっぱり臨時会に付議すべき事件というのは、限られてくると思うんですね。ですから、臨時会やるからといって、何でもかんでも一緒に上げてしまえみたいなことじゃなくて、その事件に限りという部分をしっかりと勘案して出していただきたいと思います。これは答弁は要りません。お願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑ありませんか。

◎新城元吉君

何点か質疑いたします。

まず、議案第87号の一般会計補正予算について、11ページ、イムギャーマリンガーデン遊歩道改修事業にかなりの予算が措置されているんですけど、具体的にどのような工事内容になっているんでしょうか、説明してください。

それから、12ページのこれは上につながっているんですけど、新技術実施栽培事業の減額について、工事請負費が減額ですから、これは予算化されていたものが7,500万円も減額ですから、建物かあるいは何か工事の実施がおくれることによって減額補正にしてあるのか、あるいは取りやめるのかについても言及していただきたいと思います。

それともう一点、補正予算について。31ページ、住宅建設費の中に公営住宅ストック総合改善事業、工事請負費というのが2,700万円措置されているんですけども、この公営住宅ストック総合改善事業というのは、どういった内容の事業なのかの説明をお願いします。

次に、先ほど國仲昌二議員の質疑がありました議案第95、議案第96号、議案第97号についてお尋ねいたします。今福祉部長から大体の説明を伺ったんですけど、これは臨時会に出してくるというのは、私もおかしいと思うんですよ。私は、3月定例会にも6月定例会にも、平成27年度からこの子育て支援事業が実施されるんだけど、3法がね。それに向けて計画をちゃんと立てなさいということ国からかなり強い指

導があるということはマスコミでもかなり報道されていました。ですから、それを確認する意味で一般質問でも2回も取り上げているんですよ。ですから、今ごろになってこういう形で出てくるというのは驚きです。多分これをやらざるを得ないのは、まず入所申し込みの保護者たちに対して入所措置、これは12月定例会を過ぎたんじゃ遅いと思われるのか、あるいは支援ですから、給付が伴いますよね。給付の予算をつくる上これが必要なのかというような形で、急に臨時会で出してきた疑問を持っているんですけど、その点についてどうして今急いで、十分その内容を議会で審議すべきはずなのに、國仲昌二議員がおっしゃるように、臨時会の形でこれだけの量の条例を出してきているのかというのが非常に腑に落ちないので、改めて説明を、どういういきさつで今やらなきゃいかんのか、臨時会でね。それをお願いします。

それから、子育て支援事業というのは、平成24年に社会保障税の一体改革の関連法の中で成立していますよね。そうすると、これはもう消費税が実現した後で予算がつくということですから、消費税が実現しました。そうすると、やっぱり具体的に支援事業が始まるわけですから、給付のことについてもやっぱりちゃんと平成27年度からもやらなきゃいかんと思うんですよ。そういう中で、こういう形で議案が出されてくるというのは、非常に本市における計画、ほかの市町村はほとんど終えているかと思うんですけど、不思議でしょうがないという印象がありますが、改めて具体的に何で12月定例会じゃなくて今出しているのかということをおっしゃるいろいろな制度の必要上の説明をお願いしたい。

それから、この法律はたくさんあります、それぞれのですね。この内容は大体沖縄県のほかの市町村においても同じような感じで、国の法律に基づいて条例化していると思うんですけど、本市独自の条例というのは、この中にどういう形で入っているのか、あるいはないのか。いわゆる一般的な条例のつくり方としてですね、国の法律に準じてほかの市町村と全く同じようにつくられている条例なのかどうかですね。

それから、先ほど部長の答弁にもありましたように、この支援法の中にも宮古島もそうなんですけど、施設型給付の形態と、それから地域型保育給付の、いわゆる小規模と施設型の給付の仕方、施設、こういうのがあると思うんですけど、宮古島市においてはですね、この17ページにあるように区分がされているんですけど、施設型給付を満たすような施設は一体どのぐらいあって、それから地域型保育施設の概念の中に入る施設はどのぐらいあって、それぞれどういう内容になっているかということをお伺いすればですね、この条例にうたわれていることがある程度理解できます。

それから、最後にですね、議案第97号、放課後児童の健全育成事業について、宮古島市の実態としては、沖縄県もほかの市町村も同じように、要するに午前中で幼稚園がほとんど終わります。小学校に附属している。その後、学童に行くかあるいは実際的には道路で遊んでぶらぶらしている子供たちも多い、こういう状態をどうにかしなければいかんというので、今度の法律の中でこれを救済する、支援するというあれができた、これが放課後児童を対象にしたと。本市の場合は、幼稚園でこれをやる、あるいは保育所に5歳児までの幼稚園児ですね、就学前の5歳児までのクラスを設けてこれを支援していく。そうした場合に、幼稚園に附属の場合は、学校で幼稚園に行っているのがそのまま支援される場合、そこは規模が大きい学校は可能ですけど、小さい学校はどうなるかという心配が父母の中にもかなりあります。学校附属の幼稚園のこういう形でのものは教育委員会、それから保育所での5歳児までの受け入れは福祉関係の事業になっています。こういうのがこの法律に照らしてどういう形で、どういうぐあいになっていくかというのが非常に子供を持っている父母たちは心配なんですよ。だから、やっぱり議会を通してこれわかりやす

く説明していくことが必要だし、またそういうような新制度に対して、どういう形でわかるようにしていくのか。子供を預ける場合に選択的な預け方が可能なかどうか、こういうことも含めて、丁寧に説明する必要があるし、それは条例においてどういうぐあいに示されているかということをやっぱりみんなで検討するのが大事な条例の制定についての質疑なんですけど、何度も繰り返すように、臨時会のこういう形で出てきたんですけど、その辺の来年具体的な預けるであろう父母たちに対しては、どのような説明がされているのか、それから各施設に対しては、どのような形でこれを実施しなさいというように指導しているのか、そこも含めて答弁をお願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

答弁の前に新城元吉議員にお願いしたいんですけども、議案に対しての質疑ですからね、できるだけ説明の部分は抜いてですね、ポイント、ポイントで答弁者が答えやすいような質疑の形式に変えてもらえませんか。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず、基準の設定については、国が定めた児童福祉施設の基準及び運営に関する基準に準じまして、市町村は定めなければならないということで、本市といたしましてもそれに準じて条例を定めているところでございます。

質疑の中でありましたなぜ今臨時会に提案されましたかということですけども、議員がご指摘のように予算的な問題、それから周知的な問題も加味してございます。これはもうそのとおりでございます。今子ども・子育て会議を国の基準に従って設置をいたしまして、今議論を重ねている状況であります。この条例の部分と、それから預かり保育の部分については、もう会議の中では決定をしております。議員がおっしゃるように、平成24年の8月に公布されましたので、市町村においては平成27年度の4月からぜひ進めてください、実施してくださいということでありますので、これに向かって今会議の中で議論をいたしましてやっていますけども、今現在5回の会議を終わりにして、決定を見ましたので、今回の条例の提案にいたしました。

議員がご指摘のようにこれから説明会、23日予定していますけども、もちろんマスコミを通じてもそれは発表するということになっているんでありますけども、まずは23日の地域説明会、保護者説明会、それから従事する職員へもやっぱり周知しないといけないわけですから、その職員への説明もあわせて説明会を予定しております。結果になりますけども、11月臨時会で提案したものは、こういうもろもろの理由によりまして、まず子育て会議の審議も少し確認をとるのが遅かったという部分もあります。その募集をかける時期がもう迫っていますので、そういう意味では12月の定例会では少し遅いんじゃないかということで、今回の提案になりました。もちろん予算編成の作業ももう進めていますけども、それもあわせてですね、今回が適当じゃないかということで判断をいたしまして、今回の提案といたしました。

それから、議員ご指摘の5歳児の対策なんですけども、議員もご承知のとおり沖縄県内特殊な幼児教育をしてきたと思います。これは、アメリカのですね、統治下において公立小学校に幼稚園が併設されたということが背景にありますけども、今回の国の法律、子育て支援法の中では、これが本土並みの保育所の整備を進めなさいということの内容になっていますので、この5歳児の受け皿については、今までも幼稚園が主流だったんですけども、じゃ幼稚園の開設の形態というのは、議員ご指摘のように午前中で終わりますので、

午後からの預かりをどういうふうにするかということが今回のその子育て支援法の宮古島市においては当面の課題だったということで、11月の定例会でそれを募集するということでの作業のあわせもありまして、今回の上程になりました。

それからですね、先ほど言いましたように、小規模保育と、それから制度化されますと、今の認可外保育所が6人以上19人以下ですので、その小規模保育をしている認可外保育所が今度のこの条例の定めによりまして認可される、その制度にのっかって補助事業の対象になるということも中身は含んでおります。議員がご指摘のじゃ宮古島市においてどれだけの形があるかという話がありましたけども、今ですね、先ほどの小規模保育は別にして、話が前後しますけども、学童ではですね、今230名ほどのこれは今下地幼稚園であるいは鏡原幼稚園でやっている学童は除いて、民間でやっている、要するに保育所の中で併設している学童、それも全部含めて258名の生徒が、要するに園児が午後からの保育に行っているということですので、この基準を設けて、この制度を活用してその制度的な援助、助成をするという形になります。

それから、今法人の保育所、要するに登録事業所、認可事業所ですね、これが補助金の対応になりますけども、こういうところにおいても、要するにこの制度の中で基準を満たせば5歳児でも保育所で預かる、これは法人も一緒なんですけども、預かることができます。ただし、これは保護者の希望に準じてということも入ってきます。要するに適用することはできますけども、あくまでも最終的には保護者の希望でありますので、どうしてもということであれば、それは預かることはできます。そのためにはその預かる側の公立も、それから法人も要するに園の整備、先ほど言いましたように面積が1.6平米以上なければ1人で受け入れることはできませんよということがありますので、5人預かるということになれば、この5倍の面積を有した整備をしなきゃいかんという基準を今回の条例で定めてあります。よろしいでしょうか。

#### ◎教育長（宮國 博君）

今の福祉部のほうからの説明のとおりですね、保育の形での作業が進みます。これから我々幼稚園でやっている形も将来はその方向に行くという形なんですけども、しかしながら現在の幼稚園がなくなるということではございません。ですから、今の幼稚園あるいはこれからは福祉部の制度がしっかりでき上がるまでには、幼稚園のほうは続けるわけですから、幼稚園の放課後の形をどうするかというのが実は我々教育委員会のほうに課された課題でございまして、それにつきましては、これまでその対応の仕方として、鏡原幼稚園と下地幼稚園で預かり保育をやっていました。次年度は、久松幼稚園を予定をしております。

それから、ほかのところではどうかとなると、上野地区は今の形の預かり保育にいきたいと考えております。それから、城辺地区は保育園と、それからこども園がございまして、そこの整備の仕方によって、幼稚園で預かる生徒の数が決まってくるから、それに対しては1カ所に、現在我々が想定しているのは西城幼稚園を利用する預かり保育を考えております。それから、北部のほうがございまして、数が少なくても点在しておりますが、民間のほうで池間島のほうでそれは自分たちが放課後皆集めて預かり保育をしますというような形のところがございまして、そこをお願いすると。それから、伊良部島がございましてね。2園ございまして、これも1園のほうで現在佐良浜を想定しておりますが、そこで預かり保育をすることです。じゃ、市内の南側のほうの幼稚園はどうなるかということ、今話をした久松幼稚園、それから鏡原幼稚園、平一幼稚園、北幼稚園ございまして、これ大体2クラスぐらいずつの想定をしながら

預かり保育をその園で進めていこうと、こういう考えをしているところでございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

一般会計補正予算の11ページ、イムギャーマリンガーデン遊歩道改修事業の概要について申し上げます。

遊歩道については、台風の影響によって波でさらわれ決壊した遊歩道がございます。それを中心にして約170メートル、それから転落防止用の防護柵が約400メートル、それから照明灯を新たにつけまして、LEDソーラー式の照明灯を3基、それからテーブルや椅子等がございます。これが主な改修の中身でございます。

それからもう一つ、新技術実施栽培施設設置事業についてのご質疑がございました。事業費全体として、予算額としては変わりはありません。先ほど答弁したように、この中身としましては、ハウス本体、それに作業棟、それから育成情報マネジメントシステムということで、育成マネジメントシステムのほうはシステム構築でありますので、工事費ではなくて委託費のほうが予算計上では望ましいんじゃないかということで、工事費を減にしまして、その同額委託費のほうで今回お願いするところでございます。

◎建設部長（下地康教君）

補正予算のご質疑にお答えしたいと思います。

31ページの2目住宅建設費の工事請負費の内容はどういうことかということでございました。これは、公営住宅ストック総合改善事業と申しまして、上野博愛団地の瓦のふきかえ工事と、それと塗装ですね、それにあわせて壁のクラック補修工事をするようになっております。先ほど國仲昌二議員にもご説明申し上げたんですけれども、この工事はですね、31ページの住宅管理費の中で、当初1,483万2,000円、単独費用で組まれていたものを今回補助事業ということでこちらのほうに持ってきてございます。増額した部分はですね、当初計画していたよりもプラス壁のクラック補修工事をあわせて行っておりますので、その分増額となっております。

◎新城元吉君

ただいま福祉部長からいろいろ説明があったんですけど、子育て支援についてはですね、放課後児童について、子供を持っている保護者が心配しているのはですね、大規模校は併設できて可能なんですよ、人数の多いところは。小規模校、10名足らずのとことか、十二、三名のとことか、こういうのが果たして予算措置して子育て支援事業の内容に沿った施設と、施設はいいにしても、施設といわゆる基準に沿った形がちゃんと運営できるだろうかというようなことで、これは今後宮古島市はどういうぐあいにしていくのかということ具体的を説明してもらわないと、保育園の中に5歳児まで預かれる保育園と、それができない保育園がまたあると思うんです、いわゆる法人、公営にしても。だから、そういったものが具体的にどの地区はどうなっている、こうなっているというぐあいにして、広報を通してでも、あるいは説明を十分やっておかないと、来年の4月からのいわゆる子育て支援事業の実施についてはですね、非常に保護者が混乱をするだろうということが予測できるんで、そういう質疑をしているわけです。その点について幼稚園が学校教育の範疇にあると、それから同じ就学前の5歳児でも、児童福祉法の中に入るという形だから、これは国によって内閣府でこれ統一されているんですけど、この支援の仕方というのはどういう形で給付のやり方、あるいは施設の基準、こういうものは役所が違うわけですからね、どういうぐあいにしてやるのかということもいまだに疑問です。それで沖縄の場合は、みんなご存じのようにですね、やっぱ

り幼稚園は午前中にみんな終わって午後からと、これは日本の中でも沖縄県だけなんですよね。だから、今まではその救済措置として沖縄県の特殊事情を考慮して、国も支援をしていたと思うんです。ところが、来年から県もですね、きのう、きょうの新聞を見ますと、もうそういう救済法の申請は国に対してはやらないと言っているわけですから、もう完全に就学前の児童は幼稚園に行っている子は、午後からは居場所がなくなるというようなのは、目前に迫るわけです。ですから、そういうような緊急な出来事に対して本市はどこどこにつくるつもり、さっきの教育長の答弁ではつくるつもりでいる、予定しているということなんです。もう具体的にどうしなけりゃいかんかというものに差し迫っているんですよ、市長もね。ですから、そういうものの対応は十分できているのかと。では、この条例はそういうものの基準、国の法律に基づいてできた条例ですから、本当にこれが実現できるような来年の4月から子供を受け入れるような支援事業の対策、施設運営、給付、こういったものが完全にでき上がっているのかどうかということが心配なんで、その点を含めてご答弁をいただきたいと思います。

#### ◎教育長（宮國 博君）

先ほど申し上げたとおり、これは流れとしてはいわゆる子育て3法に従う保育の形にいくわけです。これが現実問題としてお金も、予算もいろいろ含めて、今我々のほうまでは届いていないという形はありますね。それを今福祉部のほうで必死にしっかりとこの方向を含めて今計画をしているところであります。ところが、沖縄はご案内のとおり幼稚園は学校に全部くっついて作業をしていましたね、今までの教育の作業というのは。ですから、その中で私ども教育委員会は幼稚園を抱えておりますので、現状。これを福祉部のほうがしっかりと形をつくるまでにどうするかというのが我々に課せられた課題なんです。それを今準備できている範囲で幼稚園のほうに進んで、子育ての施設のほうに、こども園のほうに進んでいく流れと、幼稚園の対応と連動しながらやっていかなきゃならんわけですね。だから、私どもは幼稚園のほうでの部分については、この預かり保育の形で対応していきましょうというのが実は我々教育委員会の立場であります。それを先ほど申し上げたとおり、城辺地区では1校の幼稚園で預かりましょと、ここにみんな集めましょと。1人、2人のを幼稚園で対応するというのは、なかなか難しい、これは。だから、そうじゃなくして、城辺地区は一つの幼稚園に放課後は集まりましょと。それを今現在我々は西城幼稚園のほうを想定していますよと、準備していますよと。残りについては先ほど説明したとおり、こういうふうな形で拠点、拠点を置いて、そこで集めて預かり保育をましょと。その福祉部のほうで準備ができ次第、そのほうに移していくという流れがありますと、こういうことでございます。

#### ◎副市長（長濱政治君）

先ほどから福祉部長が答弁しているとおおり、今子ども・子育て会議というものを5回ほどやっております。その中で、どういうふうな5歳児の扱い方、取り扱いをするかというふうなことを議論している最中ですね。そして、ある程度の考え方が一応まとまっております、先ほど言いましたとおおり、23日には保護者、それから保育所、それから関係者に対して説明を持つということですね。その中でいろいろ話をしながら、今度また考え方が一応ある程度まとまっておりますので、それを一応説明して、そして関係者からいろんな意見を聞きながら、これをまたまとめていくという形で、来年の4月からの5歳児の問題については対応するという段取りです。

#### ◎新城元吉君

最後に1点だけ確認したいんですが、ただいま教育長から答弁があったんですが、小規模校の二、三人とか、四、五人とか、こういうところに一々預かり保育の状況をつくるのは難しいんだよ。まとめて城辺地区のように西城幼稚園でこれをやりたい。そうすると、じゃ福嶺幼稚園とか、城辺幼稚園とか、砂川幼稚園の子供たちはだれがそこまで移動させるのか、午後ですね。幼稚園を1つにしない限り、そのままおれないわけだから、それぞれ別々の小学校へ附属してあるわけですから、これらを預かり保育として幼稚園で預かる、放課後ね。預かる場合にその子供たちはどういう形でそこに運ばれるのか、これがはっきりしないと、非常に保護者は迷っているだろうと思うんです。その点についてどういう解決策があるか。

◎教育長（宮國 博君）

今想定されているようないろんな状況がこれから起きますので、その幼稚園を選ぶのは保護者の判断をまつわけです、我々は。だから、例えば福嶺幼稚園では、例えばの話ですよ。福嶺幼稚園ではもう3名しか園児がいませんので、ここでは預かり保育はできないですねという説明会の中で議論されるわけです。そうすると、保護者がそれでじゃ私としては昼から私たちが連れていきますよという話になるわけです。あるいは校区はございませんから、幼稚園は。最初からじゃ西城幼稚園でもいいですかというような判断もそこには生まれてくるわけです。いろんな判断がそこには生まれてきますので、個別にですね、あそこの子供たちをどうするか、こっちの子供たちをどうするかという話になってくると、今私どもは具体的に返事はできないと、難しいですね、これ返事できません、これは。だから、状況が生まれて、初めて。最もよりよい預かり保育の形を我々は進めていきたいと、このように思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

何点か質疑をさせていただきます。

まず、議案第87号、一般会計補正予算の11ページからですがけれども、13節の委託料、先ほど15節の工事請負費、スポーツ観光交流拠点事業については工事請負費の説明いただきましたけれども、この委託料の説明何かもし説明したんだったらちょっと私が聞き漏れているのか、これについては説明をお願いします。

その中にあるイムギャーマリンガーデン遊歩道改修事業なんですけれども、1億3,000万円余の事業費が計上されておりますけど、これについてちょっとお伺いしますけども、この間もこの改修事業は何度かされているように思うんです。この事業が当初されたときから何度改修されて、総額は幾らここにかかっているかということをお教えてください。そして、工法も含めてですけども、あそこにそもそも遊歩道をつくるということに関してね、しっかりと検証して、この改修工事にかんがりの額がこれまで入れ込まれています。このことについては、やっぱりこれはどうしても必要、必要であるならばどういふ今までやってもやっても台風によって起こされてきて、同じことを繰り返しているように思うんです。それについては、この検証はされているのかと。検証された上で改修工事の事業費が入れられたのかということをお答え、確認したいと思います。このままいくと、また同じことを繰り返していくのではないかというふうに思うので、検証作業は大事だと思います。こういう遊歩道事業について続けるとしても、これの検証作業を行ったかということと、これまでの事業費の総額ですね、当初の工事費が幾らで、それからあと改修工事が何回入って幾らかかったのかということについては教えていただきたいというふうに思います。



続きまして、条例議案ですけれども、議案第95号、議案第96号、議案第97号ですけど、やっぱり私も同じですけれども、これ臨時会に付議すべき案件ではないということを厳しく指摘したいと思います。こんな大事な宮古島市の子供たちにかかわることを、大きく左右するであろうと思われることをこんなふうな臨時会で決めていくというのは、余りにも乱暴だというふうに厳しく指摘したいと思います。これは、定例会で委員会に付託して内容を精査してやらなければいけないと思う。なぜならやっぱり沖縄は本土と違って、特殊な歴史と特殊な状況にあるわけです。これを幾らはめようと思っても、これは無理があったりするんですね。なので、これについてはしっかりと精査して進める必要があるというふうに思います。それで、この議案第95号、議案第96号、議案第97号で同じ質疑をします。3点に分けて質疑します。これは、保護者の立場、利用者の立場からすると、何が変わるのか。2点目、事業者の立場からすると何が変わるのか。3点目、行政の組織体制、それはどう変わって、そしてあわせて課題は何かということこの3つについて明確にお答えいただきたいと思います。

続いて、議案第99号です。宮古島市の公共下水道の建設工事委託に関するのが出ていますけれども、契約の方法が随意契約になっています。これは、なぜ随意契約になっているのかの説明をいただきたいと思います。

#### ◎振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

スポーツ観光交流拠点施設の委託費の増額の理由、委託費の増額理由は、不発弾のですね、磁気探査委託業務の増額に伴うものであります。当初は、50キロ爆弾を想定をしておりました。しかし、ことしの6月にですね、空港に近接する開発工事の現場からですね、米国製の250キロ不発弾が見つかったと。そこで、磁気探査業務の内容を見直しをしたと。見直しの内容ですけども、探査深度、深さですね、が50キロ爆弾の場合は5.5メートル、これが250キロ爆弾というふうになりますと、10メートルという基準、規定がございまして、したがって委託調査費が増額となったという次第でございます。

#### ◎農林水産部長（村吉順栄君）

イムギャーマリンガーデン遊歩道改修事業でございますけど、これまで何回やったかというご質問なんですけど、初めてであります。ただ、予算は当初予算でも計上しました。ただ、まだ執行してはおりません。検証したかということでございますけど、暴風雨で決壊したところは、コンクリートでの打設でありましたが、今回は木製ですね、防護柵についても塩害等がありまして、膨張して腐食するということでありますので、今回は木製を使用したいと思っております。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

ご指摘のこの3件の条例をなぜ今回かという疑問については、先ほど説明したとおり、地域への周知も必要ですし、時間的にその制度を周知させるためには、この臨時会が適当じゃないかという判断をいたしました。9月にできなかつたということも子育て会議の審議の進行状況、進捗状況がまだ未完成でしたので、9月では見送りましたけども、今回とりあえず4月に施行する、スタートする、今放課後児童の預かりについてはまとまりましたので、今議会で提案をした次第、これが1つですね。

それから、これも先ほど言いましたように、予算要するに募集をかけて、事業所の施設の整備とかが発生しますと、どうしても予算の調整もしないといけないということと、それから今預かり保育、教育委員会、幼稚園でやりますけども、その職員の体制問題とかというものも反映せんといかんというもろもろの

観点から、今臨時会がよかったかなと、いいかなという判断をしたわけでございます。

それから、議員ご指摘の何が変わるか、要するに利用者側、それから事業者側というご指摘であります。まず保護者については、保育所に通う、通園するということは何ら変わりません。保護者の希望で法人へ通おうが、公立に通おうが、それは選択の余地は保護者にありますから、それは変わりません。ただ、事業所において変わります。要するに先ほども言いましたように、公立の保育所においては、児童福祉法の中で基準がありましたので、それに準じて設置条例を定めて、その基準に従って運営をしてきたと。要するに指導もしてきたという経緯がありますけれども、認可保育所とか、認可外保育所については、児童福祉法の中にはある程度の基準はありますけれども、この基準は市がこれを参酌して、やることも、規則を定めるということも可能ではありましたが、これを定めずに、児童福祉法の基準に従ってやっていたという経緯があります。今回の3件の条例に基づいて、これが市町村の条例で定める基準を細かく設定したということで、何がかわるかという意味においては、事業所の要するに施設を運営する、管理する部署で、部分で大いに基準が定められて、事細かくされたということになります。

最後に課題なんですが、課題としましては、この宮古島市における子育て会議のその法律の子育て支援法の施行については、5年間の猶予があります。この5年間というのは、宮古島市の児童支援計画をその会議の中で定めますので、その中で5年間の計画をちゃんと作りまして、随時その年度ごとに見直しを行いながらやっていきたい。当面の課題といたしましては、やっぱり先ほど教育長からもお話がありましたように、預かり保育をする際に、学校の、要するに幼稚園の例えば先ほど北区の話もありましたが、池間島の4校の幼稚園の児童が午後から求める場所、要するに今池間島という話が出ましたが、これはこれからの議論でありまして、教育委員会の中では、事務局の中では会議をする、協議をする中では、池間島は4校の中でとりあえず希望者がいますので、池間に設定しようということではありますが、その課題というのは、その4校の小規模幼稚園の4校の子供たちが預かり、学童に行きたいということを池間島に通う際のその費用、これはどうしても市が負担しなきゃいかんかなと思います。例えばバスで送り迎えをするとかということであれば、その費用も発生するだろうし、そういう形で対応していきたい。これは、北区に限らず伊良部島についてもそういう形になりますけれども、そういう形で子育て会議の中で委員のご意見を拝聴しながら判断してまいりたいと思います。

#### ◎上下水道部長（砂川 巖君）

なぜ随意契約かということではありますが、今回の協定は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適さない場合を適用しますが、その理由といたしまして、1つ、日本下水道事業団は地方公共団体における下水道事業推進を目的として特別法、これ日本下水道事業団法であります。に基づき設立された国の認可法人であること、2つ目に、下水道法第22条では、下水道施設の改築においては、その設計、工事の監督管理については、一定の資格を有する者以外の者に行わせてはならないと規定されております。当下水道課にはそれを満たす者がいないこと、また日本下水道事業団の業務は地方公共団体の下水道事業に寄与する立場にあり、法22条の適用除外団体となっていること、3つ目に、工事の発注、設計から工事の監督管理、完了検査、総合試運転、事後点検、会計検査院の実地検査10件までの多岐にわたる業務を総合的に実施できる団体は、現実的に日本下水道事業団のみであること等を理由としております。

◎亀濱玲子君

確認をしたいと思います。

今公共下水道の随意契約についてお答えいただきましたけれども、これはこの日本下水道事業団以外にこれを受ける、いわゆる競争入札やら何やりとする、そういうのはもう考えられないというふうに聞こえたんですけど、ほかにないということですかということについてお答えいただきたいと思います。

先ほど一般会計補正予算のイムギャーマリンガーデン遊歩道改修事業についてですけど、私の記憶によると、過去の台風で遊歩道が浮き上がってきたということで、事業費が入ったというのを記憶しています。これは調べていただきたい。今が初めてとおっしゃっているけど、それは調べていただいて、すぐお答えできなければ後でまた返事をいただきたいというふうに思います。

福祉部長がおっしゃっているのは、当たり前のように何かお答えしていますけれども、私は基本的にはもっときめ細かにこの宮古島の保育のあり方も含めて、しっかりと議会が精査をして、この条例を決めていく責任というのがあるというふうに思っています、それが母法が変わるから当然のようにやるというようなことにできない現状というのが今沖縄も宮古島市も抱えているわけです。特に5歳児問題、放課後学童クラブの問題がありますけれど、こういうことをきちっと宮古島の状況にあわせてしっかりと検証してどうあるべきかといって条例をつくっていくべきだというふうに私は思っています。なので、多分再質疑しても同じお答えしか返ってこないと思いますので、これについては本当に何か問題を見通しの立たないままでね、恐らく見切り発車をしていくであろうという、そういうことを指摘してとても心配であります。なので、これについては本来の形、定例会においての委員会付託で精査ができない以上、こういうことの懸念というものを指摘せざるを得ないと思いますけれども、恐らく再質疑しても同じ答えしか返ってこないと思いますので、これで質疑を終わりたいと思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

イムギャーマリンガーデンの整備については、平成21年度で牛が立っていたあずまやがございました。あれが老朽化しているということで、平成21年度にその部分は建てかえてあります。その後で要するに台風の影響で南側の遊歩道が決壊したということで、これが平成24年度だと思って覚えておりますけど、それを踏まえて平成25年度に調査設計を入れてあります。遊歩道あるいは防護柵の改修については、初めてだと思っております。もしこれが違うのであれば、再度調べてまたご報告したいと思います。

◎上下水道部長（砂川 巖君）

日本下水道事業団しか相手方はないのかという質疑ですが、下水道事業において根幹的な施設を改修、設計するのは日本下水道事業団以外にはできないということになっております。その資格の試験といいますが、それ資格を付与するのも日本下水道事業団のほうでやっているの、それ第22条の法適外というふうになっているところであります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑ありませんか。

◎仲間頼信君

伊良部大橋の開通も目前ではあるんですけど、伊良部支所長、伊良部地区の道路修繕これ170万円余り、これどことどこをやるんですかね。

◎議長（眞榮城徳彦君）

仲間頼信議員、ページ数とか、何号議案とか言ってから質疑してもらえませんか。

◎仲間頼信君

総括表の中にあるの……

◎議長（眞榮城徳彦君）

これ一般会計補正予算ですか。

◎仲間頼信君

補正予算総括表というの。

◎議長（眞榮城徳彦君）

できたら補正予算の本体のページ数でお願いしたいんですけど。

◎仲間頼信君

これは、29ページの土木費、8款の29ページ、173万3,000円、これは前々から伊良部島が道路が余りにもアスファルトとか、いろんなのも剥ぎ取られているところをこれ修繕しないといかんじゃないかなということで、市長にも何回かお願いをして一般質問でも取り上げてきたんだけど、やりますよと6月定例会で言われて、まだまだやっていないんですよ。それがこの173万3,000円でできるもんかなと思うことと、それから公園整備費の牧山公園の修繕費、さっきおっしゃっていたんですけど、これはトイレと言っていましたね、修繕費は。トイレと言っていたと思うんですけど、展望台の。あれは、展望台のほかにも修繕すべきところはあるんじゃないかなと思うんですけどね、それから建設部長も、それから総務部長も、副市長も何で伊良部島に対してそんなに予算がいろんな面でも数字がうまくできないもんかなというふうな感じもいたしております。さっき亀濱玲子議員も質疑いたしていたんですけど、イムギーマリンガーデン遊歩道改修事業などには、市債を2,700万円やってまでも、そういうふうには補助金は1億814万5,000円か、そういうふうにしてやるわけだけど、何で伊良部島に対して数字が全く出てこない。少ない数字しか出ないかなと思って不思議に思うんですけどね、今後道路の修繕とか、いろんなのを観光客も入ってくるというふうなことを思われるわけですから、うまく予算措置もしてやってもらえんのかなと思うけど、伊良部島の人たちは道路を見ると、穴に雨降って水がたまるとか、そういうふうな状況になっておられると思うんですけど、皆さんもできたら伊良部島にもたまには足を運んでですね、そういう状況も見ながらやってもらわんと、数字は少なくないですか、副市長。173万3,000円でできますか、道路の修繕などは。不思議でならないです。よろしくお願ひいたします。

◎副市長（長濱政治君）

伊良部島特に観光施設、牧山公園などを含めて、伊良部島の観光施設については、伊良部島全体の観光施設のあり方というふうなものを一括交付金で今委託費を出そうと思っております。これ次年度ですね、それを踏まえてじゃ優先順位を含めて何をどこまでやるかというふうなものをその中で調整いたしまして、そこから始めていくというふうな段取りになっております。確かに伊良部島の道路、特に信号と例えば道路標識とか、そういうふうなところがないような部分がたくさんあるということで、今回は補正予算で標識は県警しか立てられませんでできませんけれども、それにかわる注意喚起できるようなものを一応つくるということで考えております。また、牧山公園につきましては、確かに展望台、それからトイレ

以外にもあります。これは、とりあえず伊良部大橋が開通するんで、ここだけはとにかく直しておいて、それ以外のものについては、一括交付金を活用して大々的にきちんとやりたいというふうに思っているところです。それまでもう少し待っていただければと思います。

◎仲間頼信君

私は、修繕費が少ないと言っているわけであって、皆さんが一括交付金で大々的にやるとおっしゃるわけですけど、伊良部大橋の開通はもう目前なんですよね。これを優先順位とかなんとかいって、どこが優先なのかといったら、観光客も来るわけだから、伊良部島には。いろんなものも整備しながら、せめて車が入ったときにうまく事故のないようなそういう道路の整備などもやっていかないといかんと思うんだけど、ずばりこれは伊良部支所長、皆さんはそういった状況だというふうなことは予算の要求などはそんなにやっていないんですか。何をしているのかなと、まずこれ170万円余りで足りるかどうかというものです。

◎伊良部支所長（川満勝彦君）

ただいま副市長からも話ございましたけども、伊良部島の観光地の整備をやっていないではございません。これまで通り池のトイレとかですね、それから総合センター跡地の整備、それから観光案内板、4カ国語の案内板の設置等々これまで二、三年かけて整備をしてきてございます。確かに牧山公園につきましてはですね、やはりこの宮古島を代表する観光地かなと考えておりますので、副市長が先ほどご説明したとおりですね、平成27年度でこれは一括交付金ですね、計画書をつくります。それに基づいて順にですね、一括交付金を投入して、伊良部地区内の全体的な整備をしていきたいと、このような考えを持ってございます。

道路につきましては、先ほど副市長お答えしたとおり、今回伊良部大橋開通に向けて、これはまず、注意喚起の標示板を設置しようということで、これは伊良部支所の建設室のほうからですね、170万円余の予算を要求してございます。注意喚起の先ほど副市長がおっしゃったとおりですね、危険な十字路とかですね、等々に注意を促す表示をしていきたいと、こう思っております。

◎建設部長（下地康教君）

仲間頼信議員のご指摘は、補正予算の総括表の中で、8土木費の中に道路修繕伊良部地区173万3,000円というのが表記されておまして、その数字がですね、補正予算の29ページの目道路維持費の節のほうで同額が表記されております。これは、まさにご指摘のとおり伊良部島ですね、道路修繕工事というふうになってございます。その内容はですね、伊良部大橋の開通に伴う例えば伊良部大橋のつけ根からですね、また祝賀会場に向かうようなですね、道路に対する補修をですね、そういった修繕費を見込んで計上してございます。

◎仲間頼信君

余りよく聞き取れなかったんだけど、これは案内表示板に対する予算措置なのか、それとも道路を修繕するための予算措置なのか、これが余りわからないですね。ひとつ説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

道路維持費の内容でございますけれども、基本的には伊良部大橋の開通に伴う祝賀会の会場に向けての道路の修繕費というふうになっております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑ありませんか。

◎山里雅彦君

1点だけお願いします。

補正予算の中でですね、2款総務費で、12ページですね、モズク加工施設機能強化事業補助金1,350万円、ざっくりとありますが、似たような事業は幾つかこれまでもやってきたんですが、今漁師の皆さんは種つけ、そして網を張る準備をしております。この時期にどういった事業なのかなというのがありますんで、説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

宮古島市においては、養殖モズクは水産物養殖の主要な品目でございます。宮古島モズクのブランド化を目指して市、漁業協同組合、生産者が協力して品質向上に取り組んでいるところでございますが、宮古島で生産される養殖モズクについては、宮古島漁業協同組合のほうが1次加工処理を行った後、市外の2次加工業者に出荷されている状況でございます。その1次の漁業協同組合での出荷の際ですね、ポンプの使用からモズクが切れて短くなったりするというふぐあいがありまして、それを是正するためにポンプの整備を行う。それから、そのほかにですね、今ディーゼルのフォークリフトを使っております。その排気等によってモズクが傷むことも起こっておりますので、電動のフォークリフトですね、導入することによって品質の保持を保つということと、先ほどの異物の除去をする能力をですね、高めるために今回モズク搬送用ポンプの整備を3台、それから電動フォークリフトの導入2台を予定しております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、これは早い漁師の皆さんで1月ごろから収穫するんですよ。これは間に合うんですかね。これは、もっと前から準備しておく、1月に間に合うと思うんですが、そういった面でなぜこの時期にこの事業を持ってきたんですか。その辺説明をお願いします。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

既存の国庫補助事業では、水産加工施設全体の整備は既存の補助事業で可能でございます。ただ、今回は一部改修でございますので、一部改修については既存の補助事業がございませんので、一括交付金を活用するというので、今回の補正となっております。できるだけですね、例えばフォークリフト等は予算可決されればすぐできると思いますので、できるだけその収穫時期に間に合うように改修してまいりたいと思っております。

◎山里雅彦君

何でフォークリフトがそういう形で補修事業にあるのかなというのが疑問であります。いずれにしても、こういうのは早目に準備していたほうが漁師の皆さんもそういった意味では助かるんじゃないかと思っておりますので、ぜひなるべく早急に準備して間に合うようにしていただきたいと思っております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎池間 豊君

私も今、山里議員が言ったのを聞こうかなと思うんですけど、これはもういいですけど、本当に漁師の皆さんのためには早目にお願いしたいなと思っております。

それと、議案第95号から議案第97号に関して伺います。小規模という形の中で、A、B、Cというのがあります。そのA、B、Cという形が同じ小規模なんだけども、預かる園児の、幼児の数をですね、A、B、Cどの人数で使っていく等教えてください。

それから、事業所型というのがありますけど、この事業所型と例えば小規模もそうなんですけど、小規模には1人から5名という家庭的なのもありますけど、そういった事業所も、こういうのを事業所というのかどうかわかんけど、家庭的なものね。ちゃんと条例を定めて、この条例に見合ったように施設のあり方あるいは運営の仕方、そういうのがみんな整っておれば、これは今法人保育所の対象とかになるのかということもお答えください。

それから、教育長が答えられた預かり保育のことに関しては、すごく今地方創生という形の中で、石破大臣も新しく出ていますけども、今の教育長の答弁の中では、何か地方の部分は特に子供が育ちにくいような答弁だったような感じがしますね。ですから、いや、笑わんで聞いてくださいよ。皆さんの議論の中で、こういった2人、3名しかいないような幼稚園生がいるのは、これはもちろん保護者が選択する権利があって、例えば城辺幼稚園じゃなくて西城幼稚園に連れていくという選択もあるかもしれませんが、できればここに住みたいというふうな子供、子育ての世代の人たちが福嶺で家をつくってここに住みたいという人たちにとっては、こういった議論をされている形というのは、少し住みにくい不便さを感じますよね。そういったことなんかも含めて議論はちゃんとやっているかというふうに疑問には感じる場所がありますから、その辺は議論の中ではどういうふうに話されているのかということをお不便さに関してですね、この2点お願いします。

#### ◎教育長（宮國 博君）

ある一定数の数の確保があって預かり保育をしましょうねということであって、どこの幼稚園を選ぶとか、そういうことではございません。ただ、現実問題として、2人しかいないのに預かり保育のためにどういうふうな経費も含めてですね、人員も含めて、対応できるかとなると、極めて難しいということがあります。ですから、ある一定数の数を確保した上での預かり保育を我々は進めていきたいと、こういうふうなことを話しているわけでございます。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の条例なんですけど、その中で小規模保育事業のA、B、C分類があります。こういったものかということでご説明をいたします。

まずその前に、小規模保育事業というのはどういうものかといいますと、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもとで、きめ細かな保育を実施している事業所、宮古島市においては大まかに言いますと、19人以下の認可外保育所という理解をもらえればいかなと思います。それがその6人以上19人以下の事業所において、A、B、Cという区別をしますけども、これは基準の中にありますが、まずA型がこれは必ず保育士を置かなければいけない。保育士を置かなくてもいい場所がありますから、保育士を置かなければならない。職員数がおおむね3人、その基準です。あと設備等については、さっき話もしましたように、参酌する部分がありますので、国の基準においては3.3平米でありますけども、宮古島市においては最低の1.6平米があれば十分可能であるということを設定をさせていただきます。それから、給食の方法とかね、自園で給食を調理しなければいけないというA型ですね。

それからB型については保育所分園、それから家庭的な保育の中間的なもの、その前に家庭的な保育事業というのはどういうものかといいますと、5人以下の小規模、要するに家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象に保育をする事業所が5人以下の家庭的なもの、それと保育所分園の中間的なものですね、要するに保育所がある本体があつて、分園があるというものの人数は19人以下の分園の中間的なものがB型。これでも基準がありまして、必ず保育従事者は保育士を置かなければならない。その人数が3人、同じですね、A型と一緒に3人。それから、面積は先ほど言ったように同じです、参酌する部分もありますけども。それから給食の方法も自園で調理するというようになっております。あと細かいものはですね、保育時間とか、それから耐火基準とか、防災基準とかというものもありますけども、今持ち合わせていませんので…

(議員の声あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ちょっと待ってください。こういう質疑の形式はやめてもらえますか。答弁して終わってからまた質疑してください。

(「じゃ、もっと短くしてもらって」の声あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

だから、答弁をやることも答弁やる事情もありますから。

◎福祉部長(譜久村基嗣君)

今小規模保育事業のA型、B型、C型の説明をいたしました。宮古島市においては、ほとんどがその認可外の保育所が小規模事業所に当たると。それが基準にのっかって、今から申請を受けて、その基準にのっかった運営をしなければならない、施設の管理をしなければならないという条例になります。

あと預かり保育の話がありましたけど、これは教育長がお話ししましたので、あくまでもその条例に基づく事業の運営については、今子育て会議をやっている中での議論の結果に基づいて運営します。そういうことになっています。それで、とりあえず今回の今取り急いでやっているのは、預かり保育の部分でありますけども、その内容については、教育委員会と子育て会議の中でその議論を重ねた結果、預かり保育については当面こういう形にしますということで決定をしましてですね、その募集あるいはその前に事業所への説明、受ける側ですね。それから、保護者への説明、教職員への説明を行って、最終的には細かいものについては、これからの会議の中を通して、先ほど言ったようにお迎えの問題とか、それから北地区を先ほどあくまでも案でありましたけども、4カ所を1つにまとめるとか、それから伊良部島をどうしようかということは、これからの会議の中で決めてまいりたいと思います。

◎池間 豊君

答弁いただきましたけども、保育所に関してですね、やっぱり預かり保育を主にというふうな話でありますけども、例えば少ない人数の保育所については該当しないかもしれないけど、例えば保育士が3名とか、調理士が必要とかというふうな条件がそろったところについて、法人保育所に該当するような補助対象にはなるのかどうかという部分も、これは説明ください。

それから、この事業所等もかなり資料を見ますと70名以上というところがありますけども、そういったところも法人保育所と似たようにそういう申請があればこれは認められるのかどうかということも答えて



ください。

それから、教育長かなりこれはもちろん人数の合理的な部分あるいは経済的な部分もあるはずなんですけども、やはり地方で子供を育てたいという父母にとっては、結構やっぱり厳しいところがあると思うんですよね。そういった部分もやはり議論の中にはぜひ入れてください。よろしくお願いします。じゃ、福祉部長この部分だけ答えてください。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

補助対象になるかというお話がありましたけども、今上程してあります基準、条例に基づいて設置する事業所、補助対象になります。ただ、その補助対象になるわけですけども、今国のほうでは社会保障、要するに消費税率の絡みがありまして、国のほうでは消費税の増税分については、社会保障に振り分けるという話になりましたけども、消費増税が先送りになったということで、厚生労働省でもその判断が今答えは出ていませんけども、国においてはこれはきょうの朝までの情報なんですけども、子育て支援の新制度についての財源については、つなぎ国債で乗り切ろうということを今国では動いているようです。ただ、沖縄県においては、県の事業がですね、今まで預かり保育の事業については、県のほうで特別に、沖縄県特別に要求をいたしまして、その確保に動いていましたけども、平成27年度の要求はしませんということで、きのうのマスコミで報道されましたので、それを県がそういう動きになりますと、当然市町村では従来の補助金制度というのは対応できない状況になるので、まだ国の動向を見ながらですね、このつなぎ国債でやるということが本当に決定するのかというものを見きわめながら、今の制度にのっかっての事業所への補助制度の助成については、極力取り組んでまいりたいというふうに思っております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午後零時05分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

休憩前に続き質疑を行います。

質疑があれば発言を許します。

◎前里光恵君

議案第87号、一般会計補正予算（第5号）についてですけども、ページ数で12ページ、負担金、補助及び交付金の中でですね、側面透過型糖度計購入補助金というのが3,000万円以上計上されております。この内容についてお伺いいたします。

2点目はですね、これは教育費で同じく一般会計補正予算、34ページ、盛島明長氏の銅像移転建立補助金この盛島明長氏のですね、これまでの実績や功績についてご説明をいただければありがたいと思います。それから、どこからどこに移転するのかですね、これについてもお伺いします。

次に、議案第98号、土地の取得についてですけども、これは地方自治法の第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得ということですが、これは面積は5,000平米以上ということになっておりますけれども、価格は1,000万円にも足りない。議会の議決は2,000万円以上と、こう

いうふうに理解していますけど、どのような理由で提案したのかですね、これをお伺いします。

◎教育長（宮國 博君）

盛島明長銅像移転建立補助金の50万円ですが、ご案内のとおり盛島明長氏の胸像が今の図書館のところに最初あったんですよ。それが移転して旧織物組合、宮古神社の近くの。そこにありました。織物組合が上野のほうに移転してそこにずっとあったんですが、これを宮古高校に移そうと、こういう事業がございました。その事業の中で、盛島明長伝を復刻発刊するという作業がございまして、この作業等についての補助金でございます。ご案内のとおり盛島明長氏については、議員各位十分にご認識いただいていると思うんですが、なぜ我々教育委員会が積極的にこの作業にかかわったかということですが、今の宮古島の中等教育の始まりは、宮古高校の前身、宮中、その前の県立二中の宮古分校としての作業がずっと流れがあります。そのときに盛島明長氏が県会議員をされているところに宮古島の教育の発展のためには、どうしても宮古島で中等教育を進めなきゃならないということで、相当な働きをしたということでございます。そして、戦前のたくさんの学制の改革の中で、最終的にといいますか、戦前の形として宮古中学校がありました。これが昭和20年を境にして、いわゆる新しい学制に入ったときに、宮古高校、それから宮古男子高等学校、男子高、女子高という2つに分かれたわけです。その男子高と女子高が1つになって宮古高校になって、女子高が統合されたという経緯がございまして。その宮古男子高の中に農林部、水産部という科がございました。それが今日の宮古水産高校であったし、それから農林高校の前身であったと、それが統合して宮古実業高校となったというふうな流れがございましてですね、大変に盛島明長氏の我が宮古島に対する教育の貢献というのは多大なものがあるというふうな認識が我々教育委員会にはございます。盛島明長伝というのは、1965年に松下仁というペンネームで書かれた本が出ました。それが時間の経過とともに非常になくなってですね、あるいは時代が今の我々からいけば古い時代のものでございますので、これを何とか復刻して、広く市民に知らせたい。それから、児童生徒にもこの宮古島が生んだ偉大な人をですね、偉人を広く伝えたいというのが私どもの気持ちでございます。また、この復刻版を残して、今後の我々の誇りにもしなきゃならないと、宮古島の誇りにもしなきゃならないという強い思いが我々教育委員会のほうにありましたものですから、その復刻の作業の中でこの期成会のほうから助成を依頼されましたので、このような形での提案となっているところでございます。これからの我々の教育を考えていくときに、大変重要な作業をしてくれると思っておりますので、このような提案の形をとりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

一般会計補正予算の12ページ、19節の負担金、補助及び交付金の中の11、側面透過型糖度計購入補助金をお願いしてございます。宮古島産マンゴーのブランド化については、将来的には一元的にJAの集出荷場を通してブランド化したいという思いがあるんですが、長年マンゴーを栽培している生産法人あるいは農家の皆さんにとっては、それぞれ自分の顧客を持っています。そういうこともありますけど、やはり自分の生産したマンゴーがどれくらいの品質なのか。例えば糖度がどれくらいなのかということをお伺いしますか、その生産者のほうにも確認するためにも、どうしても糖度計が欲しいという生産法人等もございまして、卓上型の糖度計でパソコンと連結して、パソコンでその糖度が確認できるという機器の導入を考えております。台数は30台で、80%の補助を予定してございます。

◎振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

議案第98号、土地の取得について、議会の議決を要するか否か。財務実務提要では、取得しようとする土地が一团を構成している場合に、その土地が複数筆、複数の所有者から成っているものであっても、取得する土地が同一目的で取得するものであれば、その一团を1件として取り扱うべきものというふうにされており、また、市の先例もそのようになっております。今回提案をしております土地の取得議案、1筆また契約1件ごと見ますと、確かに条例の規定には該当しません。ただ、6月に取得をしました久貝、松原の土地と合わせますと、議会の議決を経る案件ということで、今回の上程となっております。

◎前里光恵君

マンゴーの糖度計ということですが、こういった団体にこれは補助していくのかというのがちょっとわからないので、その辺の説明もお願いしたいと思います。

それから、議案第98号、土地の取得についてでありますけれども、このスポーツ交流観光拠点施設用地にかかわる土地の取得というのは、今後も続くと思うんですが、例えば200万円、300万円であっても、今後も議会の承認を求めていくのか、これ確認させてください。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

糖度計をどういう方々に補助するかということですが、これから優先順位は決めますけど、できるだけですね、大型ハウスを導入した生産量の多い方を中心にしてやっていきたいと思いますが、詳細の優先順位についてはこれから基準を決めていきたいと考えております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利 克君）

先ほどの議会議決に関する1件の考え方といいますか、これはまた年度処理という考え方ございまして、次年度以降この議会の議決要件、2,000万円もしくは土地の買い入れについては5,000平米という要件に満たない場合は、議会には付さないということになります。

◎教育長（宮國 博君）

実は、先ほど児童生徒に広く伝えたいというふうなことなんですが、これはですね、でき上がった本は宮古島市の図書館、それと各小中学校に応分にその生徒数に応じてですね、我々の必要とする分はこの期成会のほうから寄贈したいと、こういうふうなお話もございました。そこを漏れましたので、議員の皆さん方には知っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

私は、議案第95号から議案第97号についてお伺いします。

まず、議案第95号の宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですが、この条例制定に当たって、幾人かの議員がご指摘のとおり、こういう大事な子供関連の条例をこういう臨時会で扱うことに本当に残念に思います。本来でしたらパブリックコメントも求めて、この条例制定に生かしていくべきだと思うんですが、その点を指摘しておきたいと思います。

それで、この議案第95号についてですが、まず第16条で定める食事の提供の特例の項目があります。いわゆる食事規定の特例について、これは外部搬入が認められていますよね。その際にアトピーとか、アレ

ルギーに対応する食事の対応はどのようにしていかれるのか、お伺いします。

それから、この条例の第8条ですかね、家庭的保育事業等の職員の一般的要件というところがありますけども、いわゆる小規模保育事業者A、B、Cにかかわってですが、この中身には保育資格を有していなくてもよい施設も認められていますよね。そういうことでは、それでよいのかどうか、見解を求めます。

それから、議案第96号ですけども、宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、これは保育料の上乗せをうたっていますけども、49ページの第13条第3項ですか、要するに保育料の別途徴収をすると理解してよいのか、要するに上乗せがあるのかということです。お願いします。

それからもう一件、資格要件は議案第97号も関係してきますけども、以上をお伺いします。

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

少しばかり聞きにくかった部分がありますので、漏れていたらご指摘いただければお願いしたいと思います。

まず、何人かの議員の皆さんに説明しているとおり、私も定例会、臨時会じゃなくて定例会になぜ提案しなかったかということについては、理由を先ほどから申し上げておりますけども、募集が始まるということと、それからその基準を早く定めてですね、募集に入る。それから、事業所の財政の予算的なものもありますので、今回になりましたということで説明しておりますが、もちろん子育て会議の中の議論が少し遅かったということも理由の一つですが、そういう形で今回になったということでご理解を願いたいと思います。

それから、議案第95号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の中の第16条、食事の提供の特例についてなんですけども、基準的に保健所が定める食品衛生法に基づく基準はクリアする形で食事の提供になりますので、簡単に言えばそうなんです。内容については、読んでいただければわかるかなと思いますけども、長くなりますのでよろしくお願いします。

それから、議案第96号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の49ページの利用者負担額の受領ということになりますが、議員がご指摘のようにこれは保育料のことを言っております。保育料については、従来の保育料が上がるとか、負担が上がるとかということとはございませんけども、預かり、要するに理由によって5歳児が保育所に通うという保護者の希望によって、今保育所においては5歳児の保育料の設定はありませんので、それをどういうふうな設定をするかというのは、5歳児についてはこれからの議論をします。国が示している基準については、1日保育で1,600円だったかな、時間単位で200円とか、400円とかというその範囲内での基準を定めておりますけども、今のところ子育て会議においては、保育料の上乗せあるいは預かり保育の変則的なもの設定については、まだ話はできておりません。いずれにいたしましても、この制度が制定される根底といいますか、背景には、宮古島市から要するに待機児童をいかになくすか、それから行き場のない園児たちをどういうふうにするかというものの根底がそこにありますので、市といたしましては、こういうことを解消するためにその制度を設けて鋭意努力していきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

（「資格要件についての答弁がありません」の声あり）

#### ◎福祉部長（譜久村基嗣君）

ご指摘ありがとうございます。保育士の資格要件ですが、家庭的の基準については、A型、B型いろいろありますけども、まず保育士の免許、これは預かる園児の数によって保育士が何人必要かというものは基準はありますけども、A型、B型、C型においておおむね3人の園児につき1人の保育士を想定いたします。ただ、特例がありまして、5人に1人という想定もありますけども、それは特例ですので、それは省きますが、それから資格については、沖縄県が主催する補助的な保育士、あくまでも保育士3人に1人ですから、6人に2人という計算になりますから、それ以外の職員の配置については、沖縄県が指定する研修、それをクリアといいますか、受講した人、修了した方、それからそのほかに市長が例えば今の保育所での補助員を何年か経験して、資格は持っていないんですが、研修を受けなくてもこの人は保育に足りる能力を持っているというふうに認められた人については、クリアできるということの解釈をしております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

議案第87号、一般会計補正予算の12ページ、前里光恵議員も聞いていたんですけど、その補足ということで。側面透過型糖度計購入補助事業が3,275万円ありますけど、これのちょっと計算すると80%補助で1台が240万円ぐらいになるもんだから、糖度計はそんなに高いのかなというその1点だけちょっと聞かせてください。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

現在見積もりでは136万4,580円を予定しております。136万4,580円掛ける30台ということです。

◎平良敏夫君

糖度計ってこんなに高いもんですか。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

糖度計にもピンからキリまでであると思っておりますが、今回予定しておりますのは、こういった卓上型で、台に載せてこれをパソコンに連携するという、パソコンも含めての単価となっております、そうっております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております14件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第93号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は可決されました。

次に、日程第4、議案第94号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は可決されました。

次に、日程第5、議案第95号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第95号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場から討論いたします。これは、以下議案第96号、議案第97号にも関連しますので、私はこの議案第95号で討論をして議案第96号、議案第97号については討論をしないことにします。

まず、国の子育て3法に基づいて保育新制度として市町村に義務づけられた条例ですけれども、国が本当ギリギリまで方針を決定しないで、自治体の職員を惑わせたという本当に責任があると、重大だと思えます。ですから、こういう形で条例の提案になったという経緯もあるかと理解しますが、本来でしたら2回にわたっての指摘になりますけれども、パブリックコメントをきちんと求めて、本当に宮古島市におけるこういう制度が必要かということをしっかり市民の意見を聞いて、議会で議論をして決めるというのが筋だと思いますけれども、そもそもこの保育新制度の本質というのは、待機児童解消が名目にありました。いわゆる公的な制度を解体して、保育所や幼稚園をサービス業化するという中身ですけれども、それに新たに1

兆1,000億円の財源が必要になるということで、うち7,000億円を消費税増税で捻出する計画でしたけども、この新制度の入り口そのものが経済対策だというゆがみですね、それから出口は消費税の増税というそのゆがみがあります。私は5点指摘して、反対いたします。

まず、それぞれについて5点について詳しく述べたいところなんですけども、簡潔にいきます。保育のサービス業化につながっていくということですね。それから2つ目に、財源を消費税に委ねているということの問題、3点目に保育に格差を発生させるという問題、4点目に保育士の非正規化につながる、いわゆる資格要件に関してですけども、それがつながっていくと。それから、事務量が増大するという自治体の職員の皆さん方の苦勞ですね、これが本当に心配です。上位法だからやむなしという声もありますけども、執行部はともかく、議会としてはこれをよしとできないという立場から反対したいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第95号は可決されました。

次に、日程第6、議案第96号、宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第96号は可決されました。

次に、日程第7、議案第97号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

これまでも上里樹議員が指摘をしてきましたけれども、議案第95号、議案第96号、議案第97号は関連するんですが、私は特にこの議案第97号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてはですね、沖縄が特異な歴史を歩んできたということで、沖縄の幼稚園教育あるいは放課後保育ということについては、やっぱり状況を大事にするということをまず指摘したいと思うんです。それで、宮古島に合った内容をきちっと精査するというのが議会においても、当局においても必要であるということで、この臨時会にこれを出して通していくということに対して無理があるというふうに思っています、これについては反対いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第97号は可決されました。

次に、日程第8、議案第87号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

私は、この議案第87号、一般会計補正予算（第5号）に対して反対の立場から討論いたします。

これまでスポーツ観光交流施設事業に関しては、私反対という立場でやってまいりました。これは、事業費が35億円を超えるという大きな事業であるということと、当初から例えば運営に関するものが赤字が見込まれるという状況の中でこの事業は進められています。将来にわたる市民の財政負担というのを考えると、この事業に関しては反対せざるを得ないという立場でずっとやってきました。これに係る事業費に関しては反対いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。



(挙手多数)

◎議長（眞栄城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第87号は可決されました。

次に、日程第9、議案第88号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は可決されました。

次に、日程第10、議案第89号、平成26年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は可決されました。

次に、日程第11、議案第90号、平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は可決されました。

次に、日程第12、議案第91号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は可決されました。

次に、日程第13、議案第92号、平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は可決されました。

次に、日程第14、議案第98号、土地の取得についてに対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

反対の立場からの討論ですが、理由はもうさきの議案第87号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）で述べたとおりであります。スポーツ観光交流拠点事業に係る土地の取得ということで、反対いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第98号は可決されました。

次に、日程第15、議案第99号、宮古島市公共下水道宮古島市浄化センターの建設工事委託に関する協定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は可決されました。

次に、日程第16、同意案第3号、教育委員会委員の任命についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第3号を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第3号は同意されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成26年第7回宮古島市議会臨時会を閉会いたします。

(閉会＝午後2時10分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成26年11月19日

宮古島市議会

議 長 眞榮城 徳 彦

議 員 嵩 原 弘

” 新 城 元 吉